

○運転免許取扱要綱の制定について

(昭和 63 年 3 月 10 日例規第 5 号／神免発第 52 号／神試発第 27 号)

改正 平成 27 年 5 月 26 日例規第 24 号神交総発第 441 号

各所属長あて 本部長

運転免許取扱要綱を次のように定め、昭和 63 年 4 月 1 日から施行することとしたから、次の点に留意し、適正な運用を図られたい。

おつて、運転免許取扱要綱(昭和 47 年 3 月 28 日 例規神免発第 89 号)は、廃止する。

記

1 制定の趣旨

運転免許に係る事務処理要領については、運転免許取扱要綱(昭和 47 年 3 月 28 日 例規神免発第 89 号。以下「旧要綱」という。)により運用してきたところであるが、旧要綱は、制定後相当の期間が経過し、その間道路交通法が数次にわたり一部改正されたこと及び運転者管理システムの一部が変更されたこと等に伴い、実情に適合しない部分が生じたため、新たに要綱を制定し、運転免許関係事務の効率化及び事務取扱いの適正化を図ろうとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 適性検査不合格者の取扱い(第 65 条関係)

不合格者に対しては、その理由をはつきりと説明すること。

(2) 住所変更届の受理(第 68 条関係)

住所の変更届(県外からの転入も同じ。)の受理は、新住所を明らかにする資料(健康保険証、身分証明書、郵便物、その他各種支払書等)により、その事実を確認すること。

(3) 国外運転免許証の申請(第 69 条関係)

申請は、本人が行うことを原則とするが、申請者がすでに外国へ渡航している者であるときは、代理人による申請を認めること。

(4) 運転免許証の交付(第 79 条関係)

ア 交付は、原則として旧運転免許証(仮免許証を含む。)と引替えに本人に交付し、やむを得ない理由により代理人に交付する場合は、代理人選任届又はこれに替わる書面の提出を求め、旧運転免許証と引替えに交付すること。

イ 交付の際は、運転免許証の記載内容に誤りがないかどうか確認させること。

(5) 免許データ等関係資料の適正な管理

免許業務で取り扱う関係資料は、個人のプライバシーに係るものも含まれているので、適正な管理に努めること。

運転免許取扱要綱

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 運転免許試験

- 第1節 申請の受理等(第5条・第6条)
- 第2節 適性試験(第7条―第10条)
- 第3節 学科試験(第11条―第21条)
- 第4節 技能試験等(第22条―第37条)
- 第5節 特定失効者等(第38条―第44条)
- 第6節 合格等の取消し(第45条―第48条)
- 第3章 再試験
 - 第1節 申請の受理等(第49条―第52条)
 - 第2節 再試験(第53条―第56条)
 - 第3節 不正受験者等の措置(第57条―第61条)
- 第3章の2 外国免許からの切替え手続
 - 第1節 申請の受理等(第61条の2・第61条の3)
 - 第2節 知識に関する確認等(第61条の4―第61条の11)
 - 第3節 実技に関する確認等(第61条の12―第61条の18)
- 第4章 免許証の更新手続等
 - 第1節 免許証の更新(第61条の19―第66条の2)
 - 第2節 免許証の再交付(第67条)
 - 第3節 免許証の記載事項変更(第68条)
 - 第4節 国外運転免許証(第69条)
 - 第5節 臨時適性検査(第70条―第74条)
- 第4章の2 申請による免許の取消し(第74条の2―第74条の8)
- 第4章の3 運転経歴証明書
 - 第1節 運転経歴証明書の申請(第74条の9)
 - 第2節 運転経歴証明書の記載事項変更(第74条の10)
 - 第3節 運転経歴証明書の再交付(第74条の11)
- 第5章 免許等の登録等(第75条・第76条)
- 第6章 免許証等の作成交付等
 - 第1節 免許証等の作成交付(第77条―第80条)
 - 第2節 免許証等の返納(第81条)
 - 第3節 免許証等の保管(第82条・第83条)
 - 第4節 免許関係書類の保管(第84条・第85条)
- 第7章 仮運転免許(第86条―第89条)
- 第8章 免許照会等(第90条・第91条)
- 第8章の2 免許保有者の死亡通報連絡及び取消登録(第91条の2)
- 第9章 報告(第92条)
- 第10章 電算組織の運用等(第93条―第95条)

第11章 雑則(第96条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路交通法に基づく神奈川県公安委員会の事務の委任に関する規則(昭和42年神奈川県公安委員会規則第4号)及び神奈川県公安委員会の権限に属する事務の専決に関する規程(平成26年神奈川県警察本部訓令第4号)に規定する運転免許事務の適正を図るための手続その他法令を運用するために必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 運転免許事務の取扱手続については、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)及び神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。)並びに別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(運転免許事務の管理)

第3条 運転免許本部免許課長(以下「免許課長」という。)、運転免許本部試験課長(以下「試験課長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)は、運転免許事務を管理するものとする。

(運転適性審査委員会)

第4条 運転免許本部に適性試験、適性検査、臨時適性検査及び運転適性相談の結果、その適否の認定困難な事案又は紛議の生じるおそれのある事案を審査するため、運転適性審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員長及び委員若干名をもつて組織する。

3 委員長には、運転免許本部長を、委員には、免許課長、試験課長及び委員長が指定する者を充てる。

4 審査会の運用に関する事項については、別に定める。

第2章 運転免許試験

第1節 申請の受理等

(申請の受理)

第5条 運転免許の申請(以下「免許申請」という。)は、試験課長が受理するものとする。

2 試験課長は、免許申請の申出を受けたときは、質問票(法第89条第2項、法第101条第4項及び法第101条の2第2項に規定する質問票をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

3 試験課長は、免許申請を受理するときは、次に掲げる事項について確認等を行うものとする。

(1) 運転免許申請者（以下「免許申請者」という。）が提出した運転免許申請書（第1号様式。以下「免許申請書」という。）及び必要な事項を記載した質問票並びに規則第17条第2項、第18条及び第18条の2の規定により添付され、又は提示された申請用写真及び書類（以下「免許申請書類等」という。）の確認等

(2) 免許申請書類等の内容及び免許申請者の言語、動作等により法第88条（第3項を除く。）に規定する免許の欠格事由該当者か否かの調査

(3) 免許申請者が法第97条の2に規定する運転免許試験の一部免除者であるときは、免許申請書類等による確認

(4) 申請内容を調査する必要があるときは、関係機関等への照会

4 前項第1号に規定する質問票を確認する要領は、次のとおりとする。

(1) 免許申請者に対し、誤記又は記載漏れの有無を確認すること。

(2) 誤記を認め、又は免許申請者が誤記等を理由に訂正を申し出たときは、誤記に係る質問票を回収した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。この場合において、当該誤記等に係る質問票は、免許申請者の面前において、復元できない措置を講ずること。

(3) 記載漏れを認めたときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、免許申請者に是正を求めること。この場合において、これに応じない場合は、以後の免許申請手続を打ち切ること。

（受験者登録）

第6条 試験課長は、前条の規定により免許申請を受理したときは、申請登録原票（第2号様式）を作成し、免許課長に引き継ぐものとする。

2 免許課長は、前項の規定により引き継ぎを受けたときは、神奈川県警察情報管理システム運用管理規程（平成14年神奈川県警察本部訓令第9号。以下「情報管理システム運用管理規程」という。）に基づく汎用電子計算機及びその周辺装置（以下「電算組織」という。）により受験者登録を行うものとする。

第2節 適性試験

（試験の実施）

第7条 適性試験は、運転免許本部試験課適性試験担当者（以下「適性試験官」という。）が行うものとする。

2 適性試験の実施に当たっては、免許申請書類等で受験者を確認の上、別に定めるところにより試験の方法等必要な指示事項を告げるものとする。

3 適性試験は、規則第23条に規定する科目及び合格基準により行うものとする。

4 適性試験の実施要領は、別に定める。

5 適性試験の結果、免許に条件を付すことが必要と認められる者については、免許申請書の所定の欄にその内容を記載するものとする。

(適性試験受験者名簿の作成)

第8条 試験課長は、適性試験を実施したときは、技能試験及び学科試験又は学科試験の免除者について、運転免許適性試験(技・学免、学免、失効等)受験者名簿(第3号様式)を作成するものとする。

(結果の発表等)

第9条 適性試験の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、適性試験の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 技能試験の免除者は、第15条の規定により学科試験を実施すること。

イ 学科試験の免除者には、運転免許技能試験(審査)通知書(第5号様式。以下「技能試験(審査)通知書」という。)を交付すること。

ウ 学科試験及び技能試験の免除者は、免許申請書とともに免許課長に引き継ぐこと。

(2) 不合格者に対する措置

ア 免許申請書(第1面)に不合格印(別表第1)を押印すること。

イ 免許申請書(第2面)及び添付書類は、再受験用運転免許申請書(第6号様式)を添付して、受験者に返すこと。

(運転適性相談等)

第10条 試験課長は、法第91条の規定により付された免許の条件(運転免許本部試験課(以下「試験課」という。))の所掌する事務に限る。)の変更又は限定解除を希望するもの等からの申出に対して、運転適性相談を行うものとする。

2 試験課長は、前項の運転適性相談を実施したときは、臨時適性検査の実施に関する事務取扱要綱の制定について(平成26年5月27日 例規第28号、神免発第205号。以下「臨時適性検査事務取扱要綱」という。)第4条に規定する運転適性相談受理・個別聴取結果票を作成するものとする。

第3節 学科試験

(試験問題の作成)

第11条 運転免許試験に必要な学科試験問題(以下「試験問題」という。)は、試験課長が作成するものとする。

2 試験問題は、日本語、英語、中国語及びポルトガル語の4言語とする。この場合において、日本語の試験問題は、振り仮名付きの試験問題を作成するものとする。

(試験問題作成の基準)

第12条 試験問題は、択一式又は正誤式とし、範囲は交通の方法に関する教則(昭和53年国家公安委員会告示第3号)に基づき、運転免許の種類に応じて作成するものとする。

- 2 原動機付自転車免許及び小型特殊自動車免許の試験問題は 48 問とし、試験時間は 30 分とする。
- 3 仮運転免許の試験問題は 50 問とし、試験時間は 30 分とする。
- 4 前 2 項に規定する免許の試験以外の試験問題は 95 問とし、試験時間は 50 分とする。
- 5 試験問題は、法令の改正等その実態に応じて、適宜改正するものとする。

(試験問題の管理)

第 13 条 試験課長は、試験問題を施錠のできる専用の金庫に保管し、常に適切な管理に努め、紛失、内容の漏えい等の事故防止に万全を期するものとする。

- 2 試験問題を適切に取り扱うため、試験課に試験問題取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)及び試験問題取扱補助者(以下「取扱補助者」という。)を置く。
- 3 取扱責任者には学科試験担当の課長補佐を、取扱補助者には試験課長が指定する者を充てる。
- 4 取扱責任者は、試験問題が改正されたときは、改正前の試験問題を復元できないように裁断し、その経過を学科試験問題紙管理簿(第 8 号様式)により明らかにしておくものとする。
- 5 取扱補助者は、試験問題を使用の都度、その経過を試験問題使用確認簿(第 9 号様式)により明らかにしておくものとする。

(試験問題の指定)

第 14 条 試験課長は、学科試験を実施するときは、試験当日に学科試験問題指定書(第 10 号様式)により試験問題を指定(学科試験の実施が日曜日の場合はあらかじめ指定)するとともに、電算組織へ登録するものとする。

(試験の実施)

第 15 条 試験課長は、学科試験の実施に当たっては、運転免許本部試験課学科試験担当者(以下「学科試験官」という。)を 2 人以上立ち合わせるものとする。

- 2 学科試験の実施に当たっては、免許申請書類等で受験者を確認の上、別に定めるところにより指示事項を告げ、学科試験答案用紙(第 12 号様式及び第 12 号様式の 2 及び第 12 号様式の 3。以下「答案用紙」という。)及び試験問題を配布し、試験を開始するものとする。
- 3 試験を終了したときは、受験者から答案用紙及び試験問題を回収するものとする。

(試験の採点)

第 16 条 試験の採点は、担当の学科試験官が 2 人以上立ち会いのうえ、速やかに電算組織により行うものとする。

(学科試験受験者名簿の作成)

第 17 条 試験課長は、学科試験を実施したときは、運転免許学科試験受験者名簿・知識確認名簿(第 13 号様式)を作成し、試験結果を明らかにしておくものとする。

(結果の発表等)

第18条 学科試験の結果発表は、合格発表盤又は口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、学科試験の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 次に該当する者は、免許申請書とともに免許課長に引き継ぐこと。

(ア) 法第99条の5第5項に規定する卒業証明書を有する受験者

(イ) 原動機付自転車免許又は小型特殊自動車免許の受験者

イ 技能試験を受験する者には、技能試験(審査)通知書を交付すること。

(2) 不合格者に対する措置

ア 免許申請書(第1面)に不合格印を押印すること。

イ 免許申請書(第2面)及び添付書類は、学科試験通知書(第14号様式)に添付して、受験者に返すこと。

第19条及び第20条 削除

(路上練習の確認方法)

第21条 法第96条の2の規定による路上練習の確認は、路上練習申告書(第16号様式)等により行うものとする。

第4節 技能試験等

(試験官の資格要件)

第22条 技能試験、技能検査、技能審査及び緊急自動車の運転資格審査(以下「技能試験等」という。)を行う試験官(以下「技能試験官」という。)の資格要件は、次に掲げるものとする。

(1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員

(2) 25歳以上の者

(3) その者が従事する技能試験等に用いられる自動車に係る免許(仮運転免許を除く。)を現に受けており、かつ、普通自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者。ただし、二輪車に係る免許についての試験にあつては、二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者

(4) 交通の方法に関する教則の内容となつている事項、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法などの必要な知識を有する者

(技能試験官の指定)

第23条 運転免許本部長は、試験課に勤務する警察職員のうち、前条に規定する資格要件を有する者の中から技能試験官を指定するものとする。

2 運転免許本部長は、技能試験官を指定したときは、指定書(第17号様式)を交付するものとする。

3 技能試験等の業務に従事しなくなつた者又は技能試験官として適当でないと認めた者は、指定を解除するものとする。

4 前項の規定により指定を解除された者は、指定書を返納するものとする。

(技能試験官に対する教養)

第24条 試験課長は、技能試験官及び技能試験官に指定しようとする者に対して、必要な教養を行うものとする。

2 前項に規定する教養の実施基準は、別に定める。

(試験車の指定)

第25条 技能試験等に使用する自動車(以下「試験車」という。)は、規則第24条第7項の規定に基づき、運転免許本部長が指定するものとする。

2 運転免許本部長は、試験車を指定したときは、試験車指定書(第18号様式)を交付するものとする。

(特例試験車による試験)

第26条 試験課長は、技能試験等を受けようとする者が規則第24条第7項ただし書に該当する場合で、試験車以外の自動車(以下「特例試験車」という。)により技能試験等を行う必要があるときは、特例試験車使用申請書(第19号様式)又は特例試験車(キャンピングトレーラ)使用申請書(第19号様式の2)により、特例試験車を使用するものとする。

(技能試験等の実施基準)

第27条 技能試験等は、細則第18条の2に規定する技能試験等実施基準により行うものとする。

2 技能試験等のコースの種類、形状及び構造については、規則第32条によるものとする。

(技能試験官の配置等)

第28条 試験課長は、技能試験等を実施するときは、試験当日に技能試験指定表(第20号様式)により、技能試験官に試験コース及び使用する試験車を指定するものとする。

(試験の受理)

第29条 試験課長は、技能試験の受験者については、第18条第2項第1号イの規定により交付した技能試験(審査)通知書及び免許申請書類等により受理するものとする。

(技能検査の受理)

第29条の2 技能検査の申請は、試験課長が受理するものとする。

2 試験課長は、技能検査申請書を受理するときは、次に掲げる事項について調査、確認等を行うものとする。

(1) 技能検査申請書の記載内容と添付され、又は提示された申請用写真及び書類を照合すること。

(2) 技能検査申請書及び申請者の言語、動作等により、法第90条第1項ただし書に規定する病気等の該当者かどうかを確認すること。

(3) 技能検査の申請に関し、申請内容を調査する必要があるときは、関係機関等に照会すること。

(技能審査等の受理等)

第 30 条 試験課長は、技能審査及び緊急自動車の運転資格審査(以下「技能審査等」という。)の申請の受理は、次により行うものとする。

(1) 規則第 18 条の 5 の規定により限定解除の申請があつた場合は、限定解除・審査申請書(第 20 号様式の 2。以下「審査申請書」という。)により受理すること。

(2) 緊急自動車の運転資格審査を受けようとする者から審査の申請があつた場合は、細則第 18 条の 3 に規定する緊急自動車運転資格審査申請書(以下「運転資格審査申請書」という。)により受理すること。

2 前項の申請を受理するときは、次に掲げる事項について調査し、審査申請書及び運転資格審査申請書(以下「運転資格審査申請書等」という。)の記載内容並びに受験資格の有無を確認するものとする。

(1) 運転資格審査申請書等の記載内容と添付又は提示された申請用写真及び書類を照合すること。

(2) 運転資格審査申請書等及び当該審査の申請者の言語、動作等により、法第 90 条第 1 項ただし書に規定する病気等の該当者かどうかを確認すること。

(3) 技能審査等の申請に関し、申請内容を調査する必要があるときは、関係機関等に照会すること。

3 技能審査等の実施要領は、別に定める。

(試験等の実施)

第 31 条 技能試験等の実施に当たっては、免許申請書類等で受験者を確認の上、試験の順序、走行の順路、試験課題、運転操作上の注意等必要な指示事項を告げるものとする。

2 技能試験等の実施要領は、別に定める。

(出張試験)

第 32 条 細則第 18 条第 1 項の規定により公安委員会の指定するその他の場所で行う技能試験の出張試験については、別に定めるところにより行うものとする。

(技能試験等の採点)

第 33 条 技能試験等の採点は、技能試験成績表(第 23 号様式)により行うものとする。

(技能試験等受験者名簿)

第 34 条 試験課長は、技能試験、技能検査及び技能審査を実施したときは、運転免許技能試験・技能検査・技能審査受験者名簿(第 24 号様式)を作成し、試験結果を明らかにしておくものとする。

(結果の発表等)

第 35 条 技能試験の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、技能試験の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 技能試験(審査)通知書及び免許申請書の試験結果表欄に合格印(別表第1)を押印すること。

イ 法第90条の2第1項に規定する講習対象者に対し、必要と認めた場合には、運転免許試験合格通知書(第24号様式の2)を交付すること。

ウ 免許申請書とともに、免許課長に引き継ぐこと。ただし、法第90条の2第1項各号の規定による講習を受けなければならない者にあつては、当該講習を終了した後に引き継ぐこと。

(2) 不合格者に対する措置

ア 技能試験(審査)通知書及び免許申請書の試験結果表欄に不合格印(別表第1)を押印すること。

イ 免許申請書(第2面)及び添付書類は、技能試験(審査)通知書を添付して、受験者に返すこと。

(技能検査の結果発表等)

第35条の2 技能検査の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、技能検査の受検者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 技能試験(審査)通知書及び免許申請書の試験結果表欄に合格印を押印すること。

イ 規則第18条の2の3に規定する検査合格証明書を交付すること。

(2) 不合格者に対する措置

ア 技能試験(審査)通知書及び免許申請書の試験結果表欄に不合格印を押印すること。

イ 技能検査申請書及び添付書類は、受検者に返すこと。

(技能審査等の結果発表等)

第36条 技能審査等の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、技能審査等の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 技能試験(審査)通知書及び運転資格審査申請書等の判定結果欄に合格印を押印すること。

イ 緊急自動車の運転資格審査については、免許証の提示を求めて、当該免許証の備考欄に緊急自動車の運転資格の内容を記載して、受験者に返すこと。

ウ 運転資格審査申請書等とともに免許課長に引き継ぐこと。

(2) 不合格者に対する措置

ア 審査申請書は審査結果欄に、運転資格審査申請書は判定結果欄に不合格印を押印すること。

イ 運転資格審査申請書等及び添付書類は、技能試験(審査)通知書を添付して、受験者に返すこと。

(試験車事故発生時の措置)

第 37 条 技能試験官は、技能試験等の実施中、交通事故が発生した場合は、直ちに法令で定める措置を講じるとともに、試験課長に事故の概要を速報し、当該事故について、試験車両による交通事故発生報告書(第 25 号様式)により明らかにしておくものとする。

第 5 節 特定失効者等

(特定失効者等失効免許申請の区分)

第 38 条 特定失効者(法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。)及び特定取消処分者(同項第 5 号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。)(以下「特定失効者等」という。)に係る免許申請(以下「特定失効者等免許申請」という。)の区分は、次のとおりとする。

- (1) 1号失効申請 特定失効者が、政令で定めるやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)のため、免許証の更新を受けることができなかつたときに、その者が受けていた免許の効力を失つた日から起算して6月の間に行う免許申請
- (2) 2号失効申請 特定失効者が、今回及び前回においてやむを得ない理由のため、免許証の更新を受けることができなかつたときに、その者が受けていた免許の効力を失つた日から起算して6月の間に行う免許申請
- (3) 3号失効申請 特定失効者が、やむを得ない理由がなく、その者が受けていた免許の効力を失つた日から起算して6月の間に行う免許申請
- (4) 4号失効申請 特定失効者が、やむを得ない理由のため、その者が受けていた免許の効力を失つた日から起算して3年を経過せず、かつ、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない場合に行う免許申請
- (5) 特定取消申請 特定取消処分者が行う免許申請

(申請の受理)

第 39 条 特定失効者等免許申請は、第 1 節及び第 2 節の規定によるほか、次項から第 5 項までに定めるとおりとする。

- 2 試験課長は、前条第 1 号から第 4 号までの免許申請を受理するときは、特定失効者に失効した運転免許証(以下「失効免許証」という。)の返納を求めるものとする。
- 3 試験課長は、特定取消処分者から特定取消申請の免許申請の申出を受けたときは、次の要件に該当することを確認した上で受理するものとする。
 - (1) 免許申請者が免許を取り消された日前直近に提出した質問票又は報告書(法第 101 条の 5 又は法第 107 条の 3 の 2 に規定する必要な報告を求める書面をいう。)(以下「質問票等」という。)に、虚偽の記載がないこと。
 - (2) 免許申請者が、政令第 34 条の 3 第 4 項各号に該当する者でないこと。
 - (3) 免許申請者の取り消された免許の処分理由が消滅したこと。
- 4 試験課長は、前項第 1 号の質問票等が他の都道府県公安委員会で保管されているときは、当該公安委員会に当該質問票等の記載事項を照会すること。

5 試験課長は、他の都道府県公安委員会が特定取消処分者から特定失効者等免許申請の申出を受けたことにより、当該公安委員会から第3項第1号の質問票等の記載事項について照会を受けたときは、回答するものとする。

(適性試験)

第40条 失効免許申請の適性試験については、第7条の規定を準用する。

第41条 削除

(受験者名簿の作成)

第42条 試験課長は、失効免許申請者について、適性試験を実施したときは、運転免許適性試験(技・学免、学免、失効等)受験者名簿を作成し、試験結果を明らかにするものとする。

(結果の発表等)

第43条 失効免許申請者の試験の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、失効免許申請の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

免許申請書とともに免許課長に引き継ぐこと。

(2) 不合格者に対する措置

ア 免許申請書(第1面)に不合格印を押印すること。

イ 免許申請書(第2面)及び添付した書類は、受験者に返すこと。

(失効免許証の取扱い)

第44条 警察職員は、失効免許証を所持する者を発見したときは、次により措置するものとする。

(1) 失効免許証の備考欄に「無効」と朱書し、取扱年月日、取扱者の所属及び氏名を記載して押印すること。

(2) 当該免許証では、運転できないこと等を説明し、失効免許申請の手続について教示すること。

第6節 合格等の取消し

(不正受験者等の措置)

第45条 適性試験官、学科試験官及び技能試験官(以下「運転免許試験官」という。)は、不正の手段によつて、運転免許試験を受け、又は受けようとした者を発見したときは、その運転免許試験を停止させるとともに、運転免許不正受験者等発見報告書(第27号様式。以下「不正受験者等発見報告書」という。)に疎明資料を添えて、試験課長に報告するものとする。

2 運転免許試験官は、不正の手段によつて、運転免許試験に合格した者を発見したときは、不正受験者等発見報告書に疎明資料を添えて、試験課長に報告するものとする。

(合格取消しの上申等)

第 46 条 試験課長は、前条第 2 項の規定により不正の手段によつて合格した者の報告を受けたときは、公安委員会に対し、別に定めるところにより合格取消しの上申を行うものとする。

2 試験課長は、不正の手段によつて、運転免許試験を受け、若しくは受けようとした者又はこれらの行為に関与した者が免許を保有するものであるときは、運転免許不正受験者等発見通報書(第 28 号様式)により、免許課長に通報するものとする。

3 免許課長は、前項に規定する通報を受けたときは、別に定めるところにより措置するものとする。

(処分の執行)

第 47 条 試験課長は、前条第 1 項の規定に基づく合格取消しの上申の結果、合格取消処分が決定したときは、細則第 24 条に規定する運転免許試験合格取消通知書(以下「合格取消通知書」という。)により被処分者の住所地を管轄する警察署長(以下「処分執行署長」という。)に、その処分の執行を依頼するものとする。

2 処分執行署長は、前項に規定する処分の依頼を受けたときは、次により、速やかに処分の執行を行うものとする。

(1) 被処分者が免許証の交付を受けている場合は、合格取消通知書を交付し、当該免許証及び合格取消通知書の請書(第 29 号様式。以下「請書」という。)を提出させること。

(2) 被処分者が免許証の交付を受けていない場合は、合格取消通知書を交付し、細則第 20 条に規定する運転免許証交付通知書及び請書を提出させること。

(試験無効の通知)

第 48 条 試験課長は、運転免許試験を受け、若しくは受けようとする者又は運転免許試験に合格した者が法第 96 条第 1 項の規定に該当するときは、細則第 21 条に規定する運転免許試験無効通知書を交付するものとする。

第 3 章 再試験

第 1 節 申請の受理等

(再試験該当者名簿の作成等)

第 49 条 免許課長は、法第 100 条の 2 第 1 項に規定する再試験(以下「再試験」という。)基準該当初心運転者(以下「再試験該当者」という。)について、警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター(以下「警察庁情報処理センター」という。)から通報を受けた場合は、再試験該当者名簿(第 30 号様式)を作成するものとする。

2 免許課長は、前項の規定により再試験該当者名簿を作成したときは、試験課長に送付するものとする。

(再試験受験の通知等)

第 50 条 試験課長は、前条第 2 項の規定により再試験該当者名簿の送付を受けたときは、再試験該当者に対し、再試験を行う旨及びその理由その他必要な事項を再試験通知書(第 31 号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定により再試験の通知を行った後、再試験該当者でないことが判明した場合は、再試験通知取消通知書(第 31 号様式の 2)により通知するものとする。

3 再試験を受けなかつた者のうち、政令第 37 条の 4 に規定するやむを得ない理由により再試験を受けなかつたものについては、再試験指定日通知書(第 31 号様式の 3)により再試験の指定日を通知するものとする。

(再試験受験申込みの受理)

第 51 条 再試験受験の申込みは、試験課長が受理するものとする。

2 試験課長は、再試験受験の申込みを受理するときは、次に掲げる事項について調査、確認等を行うものとする。

(1) 再試験受験申込書(第 32 号様式。以下「受験申込書」という。)及び規則第 28 条の 4 第 2 項の規定により添付され、又は提示された免許証及び書類(以下「受験申込書類等」という。)を照合すること。

(2) 再試験受験の申込みに関し、申込み内容を調査する必要があるときは、関係機関等に照会すること。

(再試験受験者の登録)

第 52 条 試験課長は、前条の規定により再試験該当者(以下「再試験受験者」という。)から再試験受験の申し込みを受理したときは、再試験登録原票(第 33 号様式)を作成し、免許課長に引き継ぐものとする。

2 再試験受験者の登録については、第 6 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、「受験者登録」とあるのは「再試験受験者登録」と読み替えるものとする。

第 2 節 再試験

(学科再試験)

第 53 条 学科再試験は、別に定めるもののほか第 11 条から第 17 条までの規定を準用する。この場合において、「運転免許試験」とあるのは「再試験」、「免許申請書類等」とあるのは「受験申込書類等」と読み替えるものとする。

(学科再試験の結果発表等)

第 54 条 学科再試験の結果発表は、合格発表盤又は口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、学科再試験の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 受験申込書(第 1 面)に合格印を押印すること。

イ 原動機付自転車免許の合格者には、再試験合格通知書(第 34 号様式)を交付すること。

ウ 普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許の合格者には、技能再試験通知書(第35号様式)を交付すること。

(2) 不合格者に対する措置

ア 受験申込書(第1面)に不合格印を押印すること。

イ 学科再試験不合格決定書(第36号様式)、学科再試験不合格通知書(第37号様式)及び学科再試験不合格者名簿(第38号様式)を作成すること。

ウ 学科再試験不合格通知書を交付し、受験申込書、学科再試験不合格決定書及び学科再試験不合格者名簿とともに免許課長に引き継ぐこと。

(技能再試験)

第55条 技能再試験は、別に定めるもののほか第22条から第29条、第31条、第33条及び第34条までの規定を準用する。この場合において、「技能試験(審査)通知書」とあるのは「技能再試験通知書」と読み替えるものとする。

(技能再試験の結果発表等)

第56条 技能再試験の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、技能再試験の受験者については、次により措置するものとする。

(1) 合格者に対する措置

ア 受験申込書(第1面)に合格印を押印すること。

イ 合格者には、再試験合格通知書を交付すること。

(2) 不合格者に対する措置

ア 受験申込書(第1面)に不合格印を押印すること。

イ 技能再試験不合格決定書(第39号様式)、技能再試験不合格通知書(第40号様式)及び技能再試験不合格者名簿(第41号様式)を作成すること。

ウ 技能再試験不合格通知書を交付し、受験申込書、技能再試験不合格決定書及び技能再試験不合格者名簿とともに免許課長に引き継ぐこと。

第3節 不正受験者等の措置

(不正受験者の措置)

第57条 学科試験官及び技能試験官は、不正の手段によつて、再試験を受け、又は受けようとした者を発見したときは、その再試験を停止させるとともに、再試験不正受験者発見報告書(第42号様式)に疎明資料を添えて、試験課長に報告するものとする。

(再試験不受験者の措置)

第58条 試験課長は、再試験の通知を受けた日の翌日から起算して1月を超えるまでに再試験を受けない再試験該当者(以下「再試験不受験者」という。)については、再試験不受験者関係記録送付書(第43号様式)に疎明資料を添えて、免許課長に送付するものとする。

(再試験通知書未受領者に対する措置)

第 59 条 試験課長は、所在不明等により再試験通知書を受けていない再試験該当者(以下「未受験者」という。)については、関係機関に照会する等の調査を行うとともに再試験未受験者調査票(第 44 号様式)によりその経過を明らかにしておくものとする。

(試験移送通知書等の送付)

第 60 条 試験課長は、再試験該当者がその住所を他の都道府県公安委員会(以下「他の公安委員会」という。)の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に試験移送通知書(第 45 号様式)及び関係書類(以下「試験移送通知書等」という。)を試験移送通知書等送付書(第 46 号様式)により送付するものとする。

2 試験課長は、試験移送通知書等を送付した場合は、その経過を試験移送通知送付書(控)により明らかにしておくものとする。

(試験移送通知書等の受理)

第 61 条 試験課長は、他の公安委員会から試験移送通知書等を送付された再試験該当者に対する再試験については、第 53 条から第 59 条までの規定を準用する。この場合において「再試験該当者名簿」とあるのは、「試験移送通知書等」と読み替えるものとする。

第 3 章の 2 外国免許からの切替え手続

第 1 節 申請の受理等

(申請の受理)

第 61 条の 2 法第 97 条の 2 第 2 項の規定による本邦の域外にある国又は地域(以下「外国等」という。)の行政庁又は権限のある機関(以下「行政庁等」という。)の免許を有する者からの運転免許試験の申請(以下「外免切替え」という。)は、試験課長が受理するものとする。

2 試験課長は、外免切替えを受理するときは、次に掲げる書類等により、運転免許試験の一部免除の適用の有無について審査を行うものとする。

(1) 免許申請書類等

(2) 規則第 18 条第 1 項第 6 号に規定する外国等の行政庁等の発行に係る運転免許証、日本語による当該運転免許証の翻訳文、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 2 条第 5 号に規定するものをいう。以下同じ。)、同法第 61 条の 2 の規定に基づき難民としての認定を受けた者については、同条第 2 項の難民認定証明書その他審査に必要な書類等

(外免切替えの適性試験)

第 61 条の 3 第 7 条の規定は、外免切替えの適性試験の実施について準用する。

第 2 節 知識に関する確認等

(確認問題の作成)

第 61 条の 4 政令第 34 条の 4 第 1 項に規定する知識に関する確認(以下「知識の確認」という。)は、学科試験と同様の方法により行うものとする。

2 知識の確認に使用する問題(以下「確認問題」という。)は、試験課長が作成するものとする。

3 確認問題は、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語、タイ語、ロシア語及びタガログ語の 10 言語とする。

(確認問題の基準)

第 61 条の 5 確認問題は、交通ルールに関する絵図とし、正誤式とする。

2 確認問題は、10 問とし解答時間は 30 分とする。

(確認問題の管理)

第 61 条の 6 第 13 条の規定は、確認問題の管理について準用する。この場合において、同条中「試験問題」とあるのは「確認問題」と読み替えるものとする。

(確認問題の指定)

第 61 条の 7 第 14 条の規定は、確認問題の指定について準用する。この場合において、同条中「学科試験」とあるのは「知識の確認」と、「試験問題」とあるのは「確認問題」と読み替えるものとする。

(知識の確認の実施)

第 61 条の 8 第 15 条の規定は、知識の確認の実施について準用する。この場合において、同条中「学科試験」とあるのは「知識の確認」と、「学科試験答案用紙」とあるのは「外免切替え用知識確認答案用紙(第 46 号様式の 2)」と、「試験問題」とあるのは「確認問題」と読み替えるものとする。

(確認の採点)

第 61 条の 9 第 16 条の規定は、知識の確認の採点について準用する。

(確認名簿の作成)

第 61 条の 10 試験課長は、知識の確認を実施したときは、運転免許学科試験受験者・知識確認名簿により、その結果を明らかにしておくものとする。

(結果の発表等)

第 61 条の 11 知識の確認の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、知識の確認を受けた者については、次により措置するものとする。

(1) 支障無しと認めた者

ア 免許申請書(第 1 面)に合格印を押印すること。

イ 実技確認通知書(第 46 号様式の 3)を交付すること。

(2) 支障有りと認めた者

ア 免許申請書(第 1 面)に不合格印を押印すること。

イ 免許申請書及び添付書類は、知識確認通知書(第 46 号様式の 3 の 2)を添付して、知識の確認を受けた者に返すこと。

第3節 実技に関する確認等

(実技に関する確認の受理)

第61条の12 試験課長は、前条第2項第1号の規定により、実技確認通知書の交付を受けた者に対し、政令第34条の4第1項に規定する実技に関する確認(以下「実技の確認」という。)を行うものとする。

(実技の確認の実施基準)

第61条の13 実技の確認は、実技実施方法(別表第2)により行うものとする。

(実技確認者)

第61条の14 実技の確認は、技能試験官が行うものとする。

(確認自動車の指定)

第61条の15 第25条の規定は、実技の確認に使用する自動車について準用する。この場合において、同条中「技能試験等」とあるのは「実技の確認」と読み替えるものとする。

(実技の確認の採点)

第61条の16 第33条の規定は、実技の確認結果の採点について準用する。この場合において、同条中「技能試験等」とあるのは「実技の確認」と読み替えるものとする。

(確認名簿の作成)

第61条の17 試験課長は、実技の確認を実施したときは、実技確認名簿(第46号様式の4)によりその結果を明らかにしておくものとする。

(結果の発表等)

第61条の18 実技の確認の結果発表は、口頭等により行うものとする。

2 試験課長は、実技の確認を受けた者については、次により措置するものとする。

(1) 支障無しと認めた者

ア 免許申請書(第1面)に合格印を押印すること。

イ 免許申請書とともに、免許課長に引き継ぐこと。

(2) 支障有りとして認めた者

ア 免許申請書(第1面)に不合格印を押印すること。

イ 免許申請書及び添付書類は、実技確認通知書を添付して、実技の確認を受けた者に返すこと。

第4章 免許証の更新手続等

第1節 免許証の更新

(運転者管理業務用選別資料の送付等)

第61条の19 免許課長は、細則第31条に規定する免許証の更新申請(以下「更新申請」という。)を受理する警察署(以下「更新取扱署」という。)の署長(以下「更新取扱署長」という。)に対し、更新予定者に関する運転者管理業務用選別資料(第46号様式の5)を作成し、免許証の有効期間が満了する2月前の前日までに送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、免許課長は、更新取扱署長のうち更新した運転免許証を即日交付できる警察署(以下「即日交付署」という。)の署長(以下「即日交付署長」という。)に対しては、更新予定者に関する運転者管理業務用選別資料を情報管理システムによる運転免許管理業務実施要綱の制定について(平成2年8月24日 例規第29号、神免発第295号。以下「運転免許管理業務実施要綱」という。)に定める神奈川県警察運転免許管理システムにより免許証の有効期間が満了する2月前の前日までに送信するものとする。

(運転免許証更新連絡書の送付)

第61条の20 免許課長は、更新予定者に対し、法第101条第3項に規定する書面(以下「運転免許証更新連絡書」という。)を免許証の有効期間が満了する2月前の前日までに送付するものとする。

(申請の受理)

第62条 免許証の更新申請は、免許課長及び更新取扱署長が受理するものとする。

2 免許課長及び更新取扱署長は、更新申請の申出を受けたときは、質問票を交付するものとする。

3 免許課長及び更新取扱署長は、更新申請を受理するときは、次に掲げる事項について確認等を行うものとする。

(1) 運転免許証更新連絡書又は運転者管理業務用選別資料による更新時講習の受講区分及び講習終了証明書等による更新時講習又は高齢者講習の受講免除者該当の有無の確認

(2) 運転免許証更新・講習受講申請書(第47号様式又は第47号様式の2。以下「更新申請書」という。)及び必要な事項を記載した質問票並びに免許証の確認等

(3) 記載事項の変更を伴うときは、添付又は提示された住民票の写し等の確認

(4) 神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号。以下「手数料条例」という。)第2条に規定する手数料の額の収入証紙の確認

(5) 高齢者講習対象者の受講の有無の確認

4 第5条第4項の規定は、前項第2号に規定する質問票の記載内容を確認する場合について準用する。

5 更新申請を受理したときは、免許課長にあつては更新申請書を保管し、更新取扱署長にあつては運転免許証更新・更新時講習受講申請書送付書(第48号様式)を2部作成し、1部を警察署に保管し、1部を更新申請書と共に速やかに免許課長に送付するものとする。

6 即日交付署長が更新申請を受理したときは、運転免許管理業務実施要綱第6条の2の規定により、免許課長に通報するものとする。

- 7 更新申請を受理する場合において、更新手続後の免許証を即日交付することができないときは、免許証の備考欄に更新手続中であることを明示する日延印(別表第1)を押印し、申請者に返すものとする。

(特例更新)

第63条 法第101条の2第1項の規定による免許証の更新期間前における更新(以下「特例更新」という。)申請の受理については、前条(第7項を除く。)の規定を準用する。

- 2 特例更新の申請を受理するときは、旅券、出張証明書、診断書及び母子手帳その他事実を証明する書類等を添付又は提示させ、その理由を確認するものとする。
- 3 特例更新の申請者には、次の有効期間満了日を教示すること。

(適性検査の実施)

第64条 適性検査は、第7条第3項(色彩識別能力に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、「適性試験」とあるのは、「適性検査」と読み替えるものとする。

- 2 適性検査の実施要領は、別に定める。

(適性検査結果の措置)

第65条 免許課長及び更新取扱署長は、適性検査を行つたときは、次により措置するものとする。

- (1) 条件を新たに付し、又は現に付されている条件を変更(以下「条件の付与等」という。)することにより、当該免許の合格基準に適合する場合は、その者の身体の状態に応じた条件の付与等を行うこと。
 - (2) 合格基準に適合しない場合で、取得している免許で運転できる他の免許の合格基準に適合する場合は、一部更新(合格基準に適合した免許のみの更新をいう。以下同じ。)申請を行わせることができる。
 - (3) 前号の場合、検査の結果を更新申請書の適性検査結果欄に記載するとともに、申請者から署名を求めておくこと。
- 2 免許課長は、条件の付与等(視力及び聴力に関する条件を除く。)を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会の付与を行うものとする。
 - 3 免許課長及び更新取扱署長は、適性検査に合格した者並びに第1項第1号の規定により条件の付与等を行つたことにより合格基準に適合した者及び第1項第2号の規定に基づき他の免許に変更したことにより合格基準に適合した者については、更新申請書の検査結果欄に合格印(別表第1)を押印するものとする。
 - 4 第1項第2号の一部更新の理由が身体の障害等に起因する場合で、その障害等が治癒し、適性検査の基準に合格することとなつたときの同号において更新できなかつた免許の再取得は、失効手続によるものとする。

(運転免許証交付通知書の交付)

第 66 条 更新取扱署長は、適性検査に合格した者に対して、道路交通法第 108 条の 2 に規定する講習の実施要綱の制定について(平成 6 年 5 月 6 日 例規第 37 号、神免発第 124 号)第 109 条に規定する講習区分に従い、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習の対象者には運転免許証交付・講習通知書(第 49 号様式の 2)を、優良運転者講習の対象者には即日交付する場合を除き運転免許証交付通知書(第 49 号様式の 3)を交付するものとする。

2 更新取扱署長は、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習又は高齢者講習を受講済で、適性検査に合格した者に対しては、即日交付する場合を除き、運転免許証交付通知書を交付するものとする。

(経由申請)

第 66 条の 2 他の公安委員会の管轄区域内に住所地を有する者からの法第 101 条の 2 の 2 の規定による申請(以下「経由申請」という。)は、免許課長が受理するものとする。

(1)から(3)まで 削除

2 免許課長は、経由申請の申出を受けたときは、質問票を交付するものとする。

3 免許課長は、経由申請を受理するときは、次に掲げる事項について確認等を行うものとする。

(1) 更新連絡書による優良運転者該当の有無の確認

(2) 運転免許証更新申請書(第 49 号様式の 4)及び運転免許証経由申請書・講習受講申請書(第 49 号様式の 5)及び必要な事項を記載した質問票並びに免許証の記載内容の確認等

(3) 申請用写真、手数料条例第 2 条に規定する経由申請手数料の額の収入証紙及び住所地の都道府県の手数料の額の収入証紙の確認

4 第 5 条第 4 項の規定は、前項 2 号に規定する質問票の記載内容を確認する場合について準用する。

5 経由申請を受理したときは、適性検査を行つた上、適性検査結果通知書(第 49 号様式の 6)を作成し、第 3 項の関係書類と共に速やかに申請者の住所地を管轄する公安委員会に送付するものとする。

6 神奈川県に住所地を有する者が、他の都道府県において経由申請を行い、当該都道府県から更新申請書等の送付を受けた場合は、次のとおり措置するものとする。

(1) 送付された申請書類の審査及び点検をした後、当該申請書類に基づき、必要事項を經由更新県外受理台帳(第 49 号様式の 6 の 2)に記載するものとする。

(2) 申請時に神奈川県の手数料の額の収入証紙を提出していない申請者に対しては、速やかに提出するよう連絡するものとする。

(3) 更新免許証の交付は、経由申請をした日からおおむね 3 週間を経過した日以降に交付するものとする。

- (4) 更新免許証は、申請者又は代理人に、経由更新免許証受領書(第 49 号様式の 7)に必要事項を記載させて交付するものとする。
- (5) 更新に係る現に有する免許証(以下「旧免許証」という。)は確実に回収するものとする。

第 2 節 免許証の再交付

(申請の受理)

第 67 条 免許証の再交付申請(以下本条において「再交付申請」という。)は、免許課長が受理するものとする。

- 2 免許課長は、再交付申請の受理に当たっては、運転免許証再交付申請書(第 50 号様式。以下「再交付申請書」という。)及び運転免許証亡失等事実てん末書(第 51 号様式。以下「事実てん末書」という。)により行うものとする。ただし、再交付申請及び更新申請を同時に受理するときは、運転免許証再交付同時更新・講習受講申請書(第 51 号様式の 2。以下「再交付同時更新申請書」という。)及び事実てん末書により行うものとする。
- 3 前項の場合において、免許課長は、再交付申請書又は再交付同時更新申請書及び事実てん末書の内容を調査するものとする。
- 4 免許課長は、再交付申請の受理に当たって、記載事項の変更を伴うときは、再交付申請書裏面の運転免許証記載事項変更届欄に記載された内容を確認して、受理するものとする。
- 5 前項の場合において、神奈川県外からの転入者であるときは、当該再交付申請をした者の免許証を交付した他の公安委員会から、免許申請書、更新申請書、再交付申請書又は運転免許証記載事項変更届(申請者の申請用写真が添付されているもの)のいずれかの写しの送付を受け、申請内容を確認するものとする。
- 6 再交付申請の理由が汚損又は破損であるときは、当該免許証を提出させるものとする。
- 7 再交付申請を受理したときは、運転免許証(運転経歴証明書)再交付申請受理簿(第 52 号様式)に必要事項を記載するものとする。

第 3 節 免許証の記載事項変更

(届出の受理)

第 68 条 免許証の記載事項変更届(以下本条において「記載事項変更届」という。)は、免許課長及び更新取扱署長が受理するものとする。

- 2 記載事項変更届を受理するときは、次により措置するものとする。
 - (1) 神奈川県内に住所を有する者であるときは、運転免許証記載事項変更届(県内用)(第 53 号様式)により行うこと。
 - (2) 他の都道府県からの転入者であるときは、運転免許証記載事項変更届(県外転入用)(第 54 号様式)により行うこと。

- (3) 本籍（外国人にあつては、国籍等）又は氏名の変更は、本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写しの添付（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者にあつては、旅券等の提示）を求め確認を行うこと。
 - (4) 住所変更は、住民票の写しその他の住所を確認できる書類等の提示を求め確認を行うこと。
 - (5) 記載事項変更届にあつては、代理人による申請についても受理するものとし、代理人氏名欄等にその旨を記載させること。
- 3 免許課長及び更新取扱署長は、記載事項変更届を受理したときは、内容を確認し、免許証は、備考欄に記載事項の変更内容及び届出年月日を記載して神奈川県警察公印規程(昭和55年神奈川県警察本部訓令第12号。以下「公印規程」という。)第3条に規定する交通事務専用印(以下「交通事務専用印」という。)を押印し、記載事項変更届出者に返すものとする。
 - 4 更新取扱署長は、記載事項変更届を受理したときは、運転免許管理業務実施要綱第6条の3の規定により免許課長に通報するとともに、運転免許証(運転経歴証明書)記載事項変更届受理(送付)簿(第55号様式)を2部作成し、1部を警察署に保管し、1部を運転免許証記載事項変更届と共に速やかに免許課長に送付するものとする。

第4節 国外運転免許証

(申請の受理)

- 第69条 国外運転免許証の交付申請は、免許課長又は更新取扱署長が受理するものとする。
- 2 申請を受理するときは、国外運転免許証交付申請書(第56号様式)及び外国に渡航する者であることを証する書面の提示を受けて行うものとする。
 - 3 前項に規定する書面は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅券
 - (2) 乗員手帳(出入国管理及び難民認定法第2条第6号)
 - (3) 旅券法第4条第1項第1号による公用旅券発給請求書
 - (4) 旅券法第2条第3号による各省庁の長が発行する外国渡航証明書
 - (5) その他免許課長が認めた書類等
 - 4 免許課長及び更新取扱署長は、第1項の申請を受理したときは、国外運転免許証交付申請書受理簿(第57号様式)に必要事項を記載するものとする。
 - 5 第1項の申請を受理した更新取扱署長は、国外運転免許証交付申請書送付書(第57号様式の2)により、国外運転免許証交付申請書を免許課長に送付するものとする。

第5節 臨時適性検査

第70条及び第71条 削除

(身体に障害等がある場合の臨時適性検査の実施)

第72条 免許を受けた者のうち身体に障害等がある者から臨時に適性検査を受けたい旨の申出があつたとき（法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することによりその能力が回復することが見込まれる場合に限る。）は、臨時適性検査事務取扱要綱第16条に規定する臨時適性検査申請書により行うものとする。

2 前項の申出があつた者に対する臨時適性検査は、免許課又は更新取扱署において次により行うものとする。ただし、更新取扱署で行う臨時適性検査は、視力に係るものに限る。

(1) 臨時適性検査は、第64条並びに第65条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第64条中「適性検査」とあるのは「臨時適性検査」と、第65条第1項中「免許課長及び更新取扱署長」とあるのは「免許課長」と、「適性検査」とあるのは「臨時適性検査」と読み替えるものとする。

(2) 第1項により行つた臨時適性検査の実施結果は、臨時適性検査事務取扱要綱第37条に規定する臨時適性検査結果票により明らかにしておくものとする。

3 前項の臨時適性検査を行つた結果、法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することによりその能力が回復することがなかつた場合は、臨時適性検査事務取扱要綱の定めるところによる。

第73条及び第74条 削除

第4章の2 申請による免許の取消し

(申請の受理)

第74条の2 法第104条の4第1項に規定する免許の取消し(以下「申請による免許の取消し」という。)の申請は、免許課長及び更新取扱署長が受理するものとする。

2 前項の申請の受理は、運転免許取消・一部取消申請書(第62号様式の2)により行うものとする。

3 免許課長及び更新取扱署長は、第1項の申請の受理に当たつては、申請者が政令第39条の2の3各号のいずれにも該当しないことを、次の方法により確認するものとする。

(1) 口頭で申請者から聴取すること。

(2) 運転免許管理業務実施要綱第14条に規定する免許・不適格事実照会(以下「免許・不適格事実照会」という。)を行うこと。

(他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理)

第74条の3 免許課長及び更新取扱署長は、申請者から法第104条の4第1項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出を受けたときは、政令第39条の2の2に定める表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄に定める受けたい旨の申出をすることができる免許(以下「申出免許」という。)の種類に限定し、これを受理するものとする。

2 更新取扱署長は、前項の申出を受理したときは、その者に対し運転免許証交付通知書(第62号様式の3)を交付するものとする。

(申請による運転免許の取消通知書の交付)

第 74 条の 4 免許課長及び更新取扱署長は、申請により免許を取り消す場合は、申請者に規則第 30 条の 9 第 4 項に規定する申請による運転免許の取消通知書を交付するものとする。

(取消しに係る免許証の措置)

第 74 条の 5 免許課長及び更新取扱署長は、取消しに係る免許証に臓器提供の意思等の表示がされているとき又は厚生労働省及び公益社団法人日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク等」という。)が作成の意思表示欄保護シールが貼付されているときは、臓器提供の意思等を表示する方法として活用できなくなる旨を教示するものとする。

2 臓器提供の意思等を引き続き表示する場合において、第 74 条の 3 の規定により新たに交付される免許証があるときは当該免許証又はネットワーク等が作成の臓器提供意思表示カードの書面に、申請により全ての免許が取り消されたときはネットワーク等が作成の臓器提供意思表示カードの書面に臓器提供の意思等を記入する旨を教示するものとする。

3 申請者が取消しに係る免許証の返還を希望するときは、免許課長及び更新取扱署長は、当該免許証に「○年○月○日、全部申請取消し」と朱書し、交通事務専用印を押印した後、所要のさん孔処置をした上、申請者に返還し、申請者が取消しに係る免許証の返還を希望しなかつたときは、更新取扱署長は、当該免許証を免許課長に送付するものとする。

4 更新取扱署長は、申請者が第 74 条の 3 の申出を行い、申出免許を受ける場合は、取消しに係る免許証の備考欄に、その者が受ける申出免許について「○年○月○日、一部申請取消し、新免種○○」と朱書し、交通事務専用印を押印するものとする。

第 74 条の 6 削除

(申請書の送付)

第 74 条の 7 更新取扱署長は、申請による免許の取消しをしたときは、所要の事務処理をした後、運転免許取消・運転経歴証明書申請受理(送付)簿(第 62 号様式の 4)を 2 部作成し、1 部を運転免許取消・一部取消申請書の写しと共に警察署に保管し、1 部を運転免許取消・一部取消申請書と共に速やかに免許課長に送付するものとする。この場合において、第 74 条の 5 第 3 項の規定に該当する免許証があるときは、併せて送付するものとする。

(留意事項)

第 74 条の 8 免許課長及び更新取扱署長は、申請による免許の取消しに係る相談を受けるときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 申請は本人によるものとし、代理人による申請はできないこと。

- (2) 申請を受理したときは、その後、受理及び取消しに係る免許の復活や運転免許試験の一部免除のような措置は採れないこと。
- (3) 申請者に適性検査を受検できる旨を教示し、その結果に基づき所要の指導を行うこと。

第4章の3 運転経歴証明書

第1節 運転経歴証明書の申請

(申請の受理)

第74条の9 運転経歴証明書の交付申請は、免許課長及び更新取扱署長が受理するものとする。ただし、申請による免許の取消しを受けた日を異にする運転経歴証明書の交付申請は、免許課長が受理するものとする。

2 前項の申請の受理は、細則第26条の2第1項の運転経歴証明書交付申請書(以下「運転経歴証明書交付申請書」という。)により行うものとする。

3 免許課長及び更新取扱署長は、申請の受理に当たり申請者に対し次のことを説明するものとする。

- (1) 申請者は、申請による免許の取消しをした者に限ること。
- (2) 申請ができる期間は、取消申請をした日から5年以内であること。
- (3) 運転経歴証明書は、申請による免許の取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものであること。
- (4) 運転経歴証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに住所地を管轄する公安委員会(公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更後の住所地を管轄する公安委員会)に届け出て、当該運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならないこと。
- (5) 運転経歴証明書の交付を受けた後に新たに運転免許を受けたときは、速やかに当該運転経歴証明書を住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならないこと。

4 免許課長及び更新取扱署長は、運転経歴証明書の交付申請を受理するときは、次に掲げる事項について確認等を行うものとする。

- (1) 免許・不適合事実照会、免番照会又は氏名生年月日照会により申請による免許の取消しを受けた事実の有無(申請による免許の取消しと日を同じくして運転経歴証明書の交付申請をする場合を除く。)
- (2) 添付又は提出された申請用写真
- (3) 提示された住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認できる書類(申請による免許の取消しと日を同じくして運転経歴証明書の交付申請をする場合を除く。)
- (4) 手数料条例第2条に規定する手数料の額の収入証紙

5 更新取扱署長は、運転経歴証明書の交付申請を受理したときは、その者に対し運転経歴証明書交付通知書(第62号様式の5)を交付するものとする。

- 6 前項の場合において、更新取扱署長は、所要の事務処理をした後、運転免許取消・運転経歴証明書申請受理(送付)簿を2部作成し、1部を運転経歴証明書交付申請書の写しと共に警察署に保管し、1部を運転経歴証明書交付申請書と共に速やかに免許課長に送付するものとする。

第2節 運転経歴証明書の記載事項変更

(届出の受理)

第74条の10 運転経歴証明書の記載事項変更届(以下本条において「記載事項の変更届」という。)は、免許課長及び更新取扱署長が受理するものとする。

- 2 前項の届出は、細則第26条の2第2項の運転経歴証明書記載事項変更届(以下「運転経歴証明書記載事項変更届」という。)により行うものとする。

- 3 記載事項の変更届を受理するときは、次により措置するものとする。

- (1) 氏名の変更は、住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者にあつては、旅券等)の提示を求め確認を行うこと。

- (2) 住所変更は、住民票の写しその他の住所を確認できる書類等の提示を求め確認を行うこと。

- (3) 記載事項の変更届にあつては、代理人による申請についても受理すること。

- 4 免許課長及び更新取扱署長は、記載事項の変更届を受理したときは、内容を確認し、運転経歴証明書は、備考欄に記載事項の変更内容及び届出年月日を記載して交通事務専用印を押印し、記載事項変更届出者に返すものとする。

- 5 更新取扱署長は、記載事項の変更届を受理したときは、運転免許管理業務実施要綱第6条の3の規定により免許課長に通報するとともに、運転免許証(運転経歴証明書)記載事項変更届受理(送付)簿を2部作成し、1部を警察署に保管し、1部を運転経歴証明書記載事項変更届と共に速やかに免許課長に送付するものとする。

第3節 運転経歴証明書の再交付

(申請の受理)

第74条の11 運転経歴証明書の再交付の申請(以下本条において「再交付の申請」という。)は、免許課長にあつては運転経歴証明書を亡失、滅失、汚損若しくは破損(以下「亡失等」という。)した場合及び平成24年3月31日以前に交付された運転経歴証明書(申請による免許の取消しから5年を超えるものにあつては記載事項が判読できるものに限り、申請による免許の取消しから5年を超えないものにあつてはこの限りでない。)を切り替える(以下「切替え」という。)場合に、更新取扱署長にあつては切替え(運転経歴証明書の記載事項が判読できるものに限る。)の場合に受理するものとする。

- 2 前項の申請は、細則第26条の2第3項の運転経歴証明書再交付申請書(以下「再交付の申請書」という。)により行うものとし、亡失等の場合にあつては、併せて事実てん末書の提出を求めるものとする。

- 3 前項の場合において、免許課長は、再交付の申請書及び事実てん末書の内容を調査するものとする。
- 4 免許課長及び更新取扱署長は、再交付の申請の受理に当たつて、記載事項の変更を伴うときは、再交付の申請書裏面の記載事項変更欄に記載された内容を確認して、受理するものとする。
- 5 前項の場合において、免許課長は、神奈川県外からの転入者であるときは、当該再交付の申請をした者の運転経歴証明書を交付した他の公安委員会から、運転経歴証明書交付申請書、申請による免許の取消しに係る申請書、運転経歴証明書記載事項変更届、再交付の申請書、免許申請書、更新申請書、再交付申請書又は運転免許証記載事項変更届(申請者の写真が添付されているもの)のいずれかの写しの送付を受け、申請内容を確認するものとする。
- 6 免許課長は、再交付の申請の理由が汚損又は破損であるときは、当該運転経歴証明書を提出させるものとする。
- 7 再交付の申請を受理したときは、免許課長にあつては運転免許証(運転経歴証明書)再交付申請受理簿に必要事項を記載し、更新取扱署長にあつては運転免許取消・運転経歴証明書申請受理(送付)簿を2部作成し、1部を再交付の申請書の写しと共に警察署に保管し、1部を再交付の申請書と共に速やかに免許課長に送付するものとする。

第5章 免許等の登録等

(免許等の登録)

第75条 免許等の登録は、電算組織により行うものとする。

- 2 免許課長は、次に掲げる者を警察庁情報処理センターに対し、別に定めるところにより免許等の登録(以下「免許等登録」という。)を行うものとする。
 - (1) 運転免許試験に合格した者(以下「新規合格者」という。)
 - (2) 限定解除審査に合格した者
 - (3) 免許証の更新申請を行い、適性検査に合格した者(以下「更新申請者」という。)
 - (4) 免許証及び運転経歴証明書の記載事項変更の届出を行つた者
 - (5) 免許証及び運転経歴証明書の再交付の申請を行つた者
 - (6) 免許の条件が新たに付され、又は現に付されている条件が変更となつた者
 - (7) 申請による免許の取消しをされた者
 - (8) 申請による免許の取消しの際に申出免許を受けた者
 - (9) 運転経歴証明書の交付申請を行つた者
 - (10) 免許証の更新申請を行い、更新時講習を受講しなかつた者

(運転免許台帳)

第76条 前条第2項の規定により免許等登録を行つた者の免許等の申請書等のうち、次に掲げるものは、運転免許台帳とする。

- (1) 免許申請書

- (2) 更新申請書
- (3) 運転免許証記載事項変更届及び運転経歴証明書記載事項変更届
- (4) 再交付申請書、再交付同時更新申請書及び再交付の申請書
- (5) 運転免許取消・一部取消申請書
- (6) 運転経歴証明書交付申請書
- (7) その他免許課長が必要と認めた書類等

第6章 免許証等の作成交付等

第1節 免許証等の作成交付

(免許証等の作成)

第77条 免許証及び運転経歴証明書は、別に定めるところにより免許課長が、作成するものとする。

(備考欄への記載)

第78条 免許証及び運転経歴証明書の備考欄の記載要領は、「運転免許証等備考欄記載要領」(別記)によるものとする。

(免許証等の交付)

第79条 免許証の交付は、次により行うものとする。

(1) 免許課における次に掲げる免許証の交付は、原則として即日交付するものとする。

ア 新規合格者に交付する免許証(以下「新規免許証」という。)。ただし、法第90条の2第2項に該当する者の免許証を除く。

イ 更新申請者に交付する免許証(以下「更新免許証」という。)

ウ 再交付申請者に交付する免許証(以下「再交付免許証」という。)

エ 法第104条の4第3項の規定により交付する申出免許証

オ 法第107条第2項の規定により交付する免許証(以下「再作成免許証」という。)

カ 法第107条の7第3項の規定により交付する国外運転免許証

(2) 更新取扱署に更新申請を行つた者の更新免許証及び交付申請を行つた者の国外運転免許証は、当該申請を受理した更新取扱署において交付するものとする。

(3) 即日交付署における次の者の更新に係る免許証の交付は、免許課長から第75条第2項第3号の登録をした旨の送信を受け免許証を出力した場合に、原則として即日交付するものとする。

ア 優良運転者

イ 更新時講習を受ける必要がない者

ウ 高齢者講習を受ける必要がない者

2 更新免許証を交付するときは、次により措置するものとする。

(1) 記載内容等を運転免許証(運転経歴証明書)送付(受領)書(第63号様式)により確認した後、旧免許証と引き換えに交付すること。

- (2) 申請者が旧免許証の返還を希望する場合は、当該免許証に所要のさん孔処置をした上、申請者に返還するものとする。
 - (3) 旧免許証に臓器提供の意思等の表示がされているとき又はネットワーク等が作成の意思表示欄保護シールが貼付されているときは、臓器提供の意思等を表示する方法として活用できなくなる旨及び臓器提供の意思等を引き続き表示する場合にあつては、ネットワーク等が作成の臓器提供意思表示カードの書面に臓器提供の意思等を記入する旨を教示するものとする。
- 3 免許証の交付に当たっては、次に規定する受領書等の所定の欄に署名又は受領印を求めておくものとする。
 - (1) 免許課において交付する第1項第1号に規定する免許証は、別に定める受領書
 - (2) 更新取扱署(即日交付署を除く。)において交付する更新免許証は運転免許証(運転経歴証明書)送付(受領)書、申出免許証は運転免許取消・一部取消申請書の写し、国外運転免許証は国外運転免許証交付申請書受理簿
 - (3) 即日交付署において交付する即日交付の更新免許証は更新免許証受領書(第63号様式の2)、後日交付する更新免許証は免許証交付名簿(第63号様式の3)、申出免許証は運転免許取消・一部取消申請書の写し、国外運転免許証は国外運転免許証交付申請書受理簿
 - 4 更新取扱署長は、日延印の期間内に更新時講習を受講しなかつた者の更新免許証は、交付することなく、更新時講習未受講者免許証返送書(第63号様式の4)と共に免許課長に送付するものとする。
 - 5 運転経歴証明書の交付に当たっては、免許課長にあつては記載内容等を運転経歴証明書交付申請書その他の書類により確認した後、運転経歴証明書受領書(第63号様式の5)に必要な事項を記載させ、更新取扱署長にあつては記載内容等を運転免許証(運転経歴証明書)送付(受領)書により確認した後、所定の欄に署名又は受領印を求めるものとする。
 - 6 再交付の運転経歴証明書の交付に当たっては、免許課長にあつては記載内容等を再交付の申請書その他の書類により確認した後、運転経歴証明書受領書に必要な事項を記載させ、更新取扱署長にあつては記載内容等を運転免許証(運転経歴証明書)送付(受領)書により確認した後、所定の欄に署名又は受領印を求めるものとする。
 - 7 切替えによる運転経歴証明書の交付に当たっては、現に有する運転経歴証明書と引き換えに交付するものとする。

(行政処分手配登録者等の措置)
- 第79条の2 免許課長及び更新取扱署長は、更新免許証を交付する際に、行政処分手配登録者等と判明した場合は、運転免許行政処分取扱要綱の制定について(昭和62年2月25日 例規第5号、神免発第60号、神試発第36号)第5章の規定によるほか、必要な措置をとるものとする。

(未交付免許証等の取扱い)

第 80 条 免許課長は、免許証又は運転経歴証明書の交付を受ける者が免許証又は運転経歴証明書を受領しない場合は、次により措置するものとする。

- (1) 免許証に記載された交付年月日(以下「交付年月日」という。)から起算して1年を経過した新規免許証は、当該免許証の交付を行わないものとし、その結果を不交付免許証取扱簿(第 64 号様式)により明らかにしておくとともに、別に定めるところにより免許抹消登録を行うこと。
 - (2) 交付年月日から起算して3月を経過した更新免許証並びに新規の運転経歴証明書及び再交付の運転経歴証明書は、その経過を未交付免許証等処理票(第 65 号様式)により明らかにしておくこと。
 - (3) 免許証の備考欄に記載された再交付申請年月日から起算して3月を経過した再交付免許証は、その経過を未交付免許証等処理票により明らかにしておくこと。
 - (4) 免許証の備考欄に記載された再作成年月日から起算して3月経過した再作成免許証は、その経過を未交付免許証等処理票により明らかにしておくこと。
- 2 更新取扱署長は、免許証又は運転経歴証明書の交付を受ける者が交付年月日から起算して3月を経過しても更新免許証又は新規の運転経歴証明書若しくは再交付の運転経歴証明書を受領しない場合は、その経過を未交付免許証等処理票により明らかにしておくとともに、未交付免許証等月報(第 66 号様式)に当該未交付の免許証又は運転経歴証明書及び未交付免許証等処理票を添付して、免許課長に送付するものとする。
- 3 署長は、免許の停止又は国際運転免許証に係る運転禁止期間の満了後、3月を経過しても受領しない免許証について、その経過を未交付免許証等処理票により明らかにしておくとともに、未交付免許証等月報に当該免許証及び未交付免許証等処理票を添付して、免許課長に送付するものとする。
- 4 免許課長は、前3項に規定する免許証については、次により措置するものとする。
- (1) 第1項第1号の規定により免許抹消登録を行つた免許証は、免許課長が指定する立会人の立会いの下に復元できないように裁断し、その経過を不交付免許証取扱簿の所定の欄に明らかにしておくこと。
 - (2) 第1項第2号、第3号及び第4号、第2項並びに第3項に規定する免許証は、免許証の有効期間満了後6月を経過した後、免許課長が指定する立会人の立会いの下に復元できないように裁断し、その経過を未交付免許証等処理票の所定の欄に明らかにしておくこと。

第2節 免許証等の返納

(返納免許証等の取扱い)

第 81 条 免許証又は運転経歴証明書の返納は、運転免許証等返納届(第 67 号様式。以下本条において「返納届」という。)により、免許課長及び署長が受理するものとする。

- 2 前項の規定により返納された免許証又は運転経歴証明書は、免許課長又は署長が指定する立会人の立会いの下に復元できないように裁断し、その経過を前項に規定する返納届の所定の欄に明らかにしておくものとする。
- 3 署長は、前項の規定により免許証又は運転経歴証明書を処分したときは、第1項に規定する返納届を免許課長に送付するものとする。
- 4 返納免許証に臓器提供の意思等の表示がされているとき又はネットワーク等が作成の意思表示欄保護シールが貼付されているときの措置については、第79条第2項第3号の規定を準用する。この場合において、同号中「旧免許証」とあるのは「返納免許証」と読み替えるものとする。

第3節 免許証等の保管

(免許証等の保管)

第82条 免許課及び警察署における免許証及び運転経歴証明書の保管の適正を図るため、免許証及び運転経歴証明書の保管責任者及び取扱責任者を置く。

- 2 保管責任者には、免許課にあつては免許課長を、警察署にあつては署長をもつて充てる。
- 3 取扱責任者には、免許課にあつては免許担当の課長補佐を、警察署にあつては交通課長(交通第一課長及び交通地域課長を含む。)をもつて充てる。
- 4 免許証及び運転経歴証明書は、施錠ができるロッカー等に保管するものとする。

(交通事務専用印等の保管)

第83条 交通事務専用印の保管責任者については、公印規程の定めるところによる。

- 2 この要綱に規定する合格印、不合格印及び日延印(以下「合格印等」という。)の保管担当者は、免許課にあつては免許課長の指定する者、試験課にあつては試験課長の指定する者、更新取扱署にあつては更新取扱署長の指定する者とする。
- 3 前項に規定する合格印等は、施錠ができるロッカー等に保管するものとする。

第4節 免許関係書類の保管

(免許関係書類の保管)

第84条 免許課長は、次に掲げる免許関係書類を保管するものとする。

- (1) 運転免許台帳
- (2) 質問票
- (3) 受験申込書
- (4) 事実てん末書
- (5) 審査申請書
- (6) 国外運転免許証交付申請書
- (7) その他免許課長が必要と認めた書類等

(ファイリングシステムによる保管)

第 85 条 前条第 1 号に規定する書類は、運転免許台帳ファイリングシステムにより保管するものとする。

第 7 章 仮運転免許

(申請の受理)

第 86 条 仮運転免許の申請の受理は、別に定めるもののほか第 5 条の規定を準用する。この場合において、「運転免許」とあるのは、「仮運転免許」と読み替えるものとする。

(試験)

第 87 条 仮運転免許の試験については、別に定めるもののほか適性試験については、第 7 条、学科試験については、第 11 条から第 15 条(第 12 条第 2 項及び第 4 項を除く。)まで、技能試験については、第 22 条から第 29 条、第 31 条及び第 37 条までの規定を準用する。この場合において、「運転免許」とあるのは、「仮運転免許」と読み替えるものとする。

(合格の取消し)

第 88 条 仮運転免許の試験の合格の取消しについては、第 45 条から第 48 条までの規定を準用する。この場合において、「運転免許」とあるのは、「仮運転免許」と読み替えるものとする。

(交付等)

第 89 条 仮運転免許証の作成及び交付、再交付申請、記載事項変更届並びに返納届の受理は、別に定めるところにより行うものとする。

第 8 章 免許照会等

(免許照会)

第 90 条 免許の有無及び道路交通法違反歴等の照会を行う場合は、運転免許管理業務実施要綱第 13 条の規定により行うものとする。

2 免許課長は、前項に規定する照会を受理したときは、運転免許管理業務実施要綱第 31 条の規定により回答するものとする。

(自動車安全運転センターへの回答)

第 91 条 免許課長は、自動車安全運転センター法(昭和 50 年法律第 57 号)第 31 条の規定に基づき、自動車安全運転センター神奈川県事務所長から照会があつた場合は、運転経歴等資料送付書(第 68 号様式)により回答するものとする。

第 8 章の 2 免許保有者の死亡通報連絡及び取消登録

(死亡通報連絡及び取消登録)

第 91 条の 2 第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び署長は、運転免許を受けている者の死亡を認知したときは、死亡通報連絡票(第 68 号様式の 2)を作成し、速やかに免許課長に送付するものとする。この場合において、遺族等から届出を受けたときは、住民票の写し等死亡事実を確認できる書類を添付するものとする。

2 免許課長は、前項の死亡者通報連絡票の送付を受けたときは、速やかに運転免許管理業務実施要綱第8条の規定により、死亡者免許取消登録を行うものとする。

第9章 報告

(取扱状況の報告)

第92条 免許事務取扱状況は、当月分を翌月の5日までに、更新取扱署長(即日交付署長を除く。)にあつては運転免許事務取扱状況月報(第69号様式)により、即日交付署長にあつては運転免許事務取扱状況月報及び運転免許事務取扱状況月報(第69号様式の2)により警察本部長(免許課長を經由)に報告するものとする。

第10章 電算組織の運用等

(電算組織の運用)

第93条 電算組織の運用は、情報管理システム運用管理規程により行うものとする。

(データの保護管理)

第94条 警察庁交通局運転免許課長等が規定する登録票、電算組織からの出力資料、免許データが記録されている磁気テープ等の取扱いに当たっては、改ざん、漏えい、毀損、滅失等を防止し、データの保護及び管理に万全を期するものとする。

(電算組織障害発生時の措置)

第95条 免許課長、試験課長及び更新取扱署長は、障害の発生により、電算組織の使用が不能となつた場合は、情報管理システム運用管理規程の定めるところによるほか、次により措置するものとする。

(1) 免許課長の措置

ア 適切な広報を行うこと。

イ 免許証の作成、交付等必要な措置は、別に定めるところにより行うこと。

(2) 試験課長の措置

ア 学科・技能試験(免除)結果一覧表は、第6条第1項に規定する申請登録原票に基づき作成すること。

イ 第16条に規定する学科試験の採点は、運転免許試験官が行い、その結果を答案用紙に明らかにしておくこと。

ウ その他必要な措置は、別に定めるところにより行うこと。

(3) 更新取扱署長の措置

免許証交付等に必要な措置は、別に定めるところにより行うこと。

第11章 雑則

(プライバシーの保護)

第96条 申請書等を記載する場所は、手元が周囲から見られることのないよう目隠し板を設けるなどの必要な措置を講ずるものとする。

2 申請書等の取扱いについては、申請者のプライバシーが害されることのないよう特段の配慮をするものとする。

- 3 業務の一部を外部に委託している場合は、前2項について委託先の職員に対する指導を行うものとする。

附則(省略)

別記(第78条関係)

運転免許証等備考欄記載要領





項目	内容	使用する免許事務印	表示する位置	備考
更新申請関係	特例更新の場合は、有効期間を延長する措置はとらないので、備考欄には、更新手続きをしたことのみ記載する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 年 月 日 更 新 手 続 済 </div>	備考欄の左側部分	
再交付申請関係	免許証の再交付を行う場合、再交付の事実を明らかにするため、交付する免許証の備考欄に再交付年月日を記載する。	年 月 日再交付神公委	備考欄の左側上欄	
記載事項変更届関係	本籍(外国人にあつては、国籍等)、住所及び氏名の変更内容並びに変更届年月日を記載する。 本籍変更 本籍住所変更 住所変更 氏名変更	備考欄の左側上欄 変更する内容の末尾に当該印及び交通事務専用印を押印する。	
政令で定める運転資格関係	政令で定める大型自動車及び緊急自動車を運転する資格を有する者について、その内容を記載する。	政令で定める大型車運転可 年 月 日	備考欄の右側下欄	当該印及び交通事務専用印を押印する。
		政令で定める大型車(緊急車)運転可 年 月 日		
		政令で定める中型車運転可 年 月 日		
		政令で定める中型車(緊急車)運転可 年 月 日		
		政令で定める普通車運転可 年 月 日		
		政令で定める大型二輪運転可		



		年 月 日	
		政令で定める普通二輪運転可 年 月 日	
免許 の条 件関 係	条件の記載内容が長く、 免許証の条件欄に記入で きない場合に記載する。		備考欄の 左側上欄 記載内容 末尾に交 通事務専 用印を押 印する。
初心 者標 識等 関係	普通免許を受けていた期 間が、通算して1年以上 の者には、初心者標識の 免除を記載する。	初 心 者 標 識 免 除	備考欄の 右側下欄 当該印及 び交通事 務専用印 を押印す る。
	普通免許を受けていた期 間が、通算して1年以下 の者は、その通算期間を 記載する。	☉ 通算免許歴 月 日	
	大型二輪免許又は普通二 輪免許を受けていた期間 が、通算して3年未満の 者は、その通算期間を記 載する。	大自二 年 月 日(免許歴 日) 普自二 年 月 日(免許歴 日)	
	新たに大型二輪免許又は 普通二輪免許を取得した 者に交付する免許証に記 載する。	大自二 年 月 日 普自二 年 月 日	
	大型二輪免許又は普通二 輪免許を受けていた期間 が、通算して3年以上の 者で、申請があつた場合 に記載する。	高速二人乗り可(二輪経験3年以上)	
臨時 適性 検査 関係	身体障害者等に臨時適性 検査を行つた場合、検査 年月日及び結果を記載す る。	．．．． 臨時適性検査決定	備考欄の 左側上欄 当該印及 び交通事 務専用印 を押印す る。
経由 申請	経由地公安委員会には、 処分権限がなく、住所地	経由更新手続中 この免許証は新たな免 許証と引換えに住所地公安委員会に提出	備考欄の 上欄部分

<p>公安委員会が免許証の更新をするため、備考欄に經由更新手続きをした事実を明らかにし、旧免許証の返納を要することを記載する。</p>	<p>してください。 年 月 日 神公委</p>	
---	------------------------------	--

別表第1

運転免許事務使用印

種別	ひな型	根拠
<p>不合格印 適性試験 学科試験 〔 〕</p>		<p>第9条 第18条 第43条 第54条 第65条 第83条</p>
<p>合格印 学科試験 技能試験 〔 技能検査 〕</p>		<p>第35条 第35条の2 第36条 第54条 第56条 第61条の11 第61条の18 第83条</p>
<p>不合格印 学科試験 〔 技能試験 〕 〔 技能検査 〕</p>		<p>第35条 第35条の2 第36条 第56条 第61条の11 第61条の18 第83条</p>
<p>日延印</p>		<p>第62条 第83条</p>

合格印 〔更新〕	 	第 65 条 第 83 条
-------------	---	------------------

別表第 2(第 61 条の 13 関係)

実技実施方法

1 採点方法

一部特別減点方式とする。

2 課題設定基準

課題		免許の種類 大型免許、中 型免許及び普 通免許	大型二輪 免許	普通二輪 免許	小型限定 普通二輪 免許	牽(け ん)引免 許	大型特殊 免許
幹線コース 及び周回コ ースの走行	直線部分 の走行	1 回又は 2 回	1 回又は 2 回	1 回又は 2 回	1 回又は 2 回	1 回又は 2 回	1 回又は 2 回
	指定場所 における 一時停止	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上		
交差点の通行(信号通 過)		1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	1 回以上	
曲線コースの通過		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
屈折コースの通過		1 回	1 回	1 回	1 回		
方向転換						1 回	1 回
特別コース の走行	直線狭路 コースの 走行		1 回	1 回	1 回		
	連続進路 転換コ ースの走 行		1 回	1 回			
	波状路コ ースの走 行		1 回				
障害物設置場所の通過		1 回以上	2 回以上	2 回以上	2 回以上	1 回以上	1 回以上
走行距離		おおむね 1,20 0 メートル	おおむね 800 メー トル	おおむね 800 メー トル	おおむね 800 メー トル	おおむね 800 メー トル	おおむね 500 メー トル

3 採点基準

採点は、技能試験実施基準の例による。ただし、次の細目については、特別減点方式による。

10点減点細目のうち、「逆行(小)」、「速度維持(課題外)」、「安全不確認」、「速度速過ぎ(小)」、「急ハンドル」、「ふらつき(小)」(ただし、「曲線バランス・屈折バランス」については、それぞれ1回目は減点しないで2回目以降から特別減点とする。)、 「進路変更禁止違反」、「進行方向別通行区分違反」、「優先判断不良」、「泥はね運転」、「警音器使用制限違反等」、「急ブレーキ禁止違反」、「車間距離不保持」の13細目

5点減点細目のうち、「合図不履行等(進路変更)」、「合図不履行等(右左折)」、「巻き込み防止措置不適」、「通行帯違反」、「進路変更違反(狭路)」、「進路変更違反(交差点)」、「右左折方法違反」、「切り返し(狭路コースを除く。)」の8細目

4 事後注意

3のただし書により特別減点方式によることとされる細目以外の10点減点細目(「安全措置[帯]」及び「二輪姿勢[着座・立ち姿勢・AT着座姿勢]」は除く。)並びに5点減点細目(「切り返し(狭路コース)」を除く。)については、事後注意とする。

5 支障の有無の基準

100ポイント中70ポイント以上を支障なしとする。